

教職課程の手引

(教職免許状を取得し、教員となるために)

(2024)

工学院大学 教職課程

はじめに

教職課程は教員になるための学習をするコースです。本学では戦後の大学昇格以来教職課程を開設し、これまでに1000名を超える卒業生を教員として輩出してきました。君たちも幅広い教養と深い専門の知識を身につけ、先輩のあとを受け継いで立派な教員になってほしいと思います。

教員となるためには教員免許状をもっていなければなりません。免許状は法令によって取得のための条件が細かく決められており、そのための手続きも複雑です。この手引は教員の免許状取得から就職までの手順や諸注意をまとめたものです。原則として入学年度の手引に示されたものが卒業まで適用されますので、よく読んで理解しておいてください。なお、変更のある場合や学生諸君への連絡は学生ポータルシステム「キューポート」上で行われますので、常に注意してください。

現在、中学校・高等学校など生徒の減少が続いていて教員になるのは容易ではありませんが、初心を忘れずに努力すれば道は必ず開かれます。教職課程はあなたのチャレンジを心から応援します。

教 職 課 程

目次

I. 教員免許制度（教育職員免許法）のあらまし	4
1. 免許状の種類	4
2. 免許状の授与（取得）	5
（1）要件	5
（2）単位の修得方法	6
（3）教員資格認定試験	9
（4）欠格事由（法第五条）	9
（5）授与申請	9
3. 中学校または高等学校の他教科の免許状の取得について（法別表第四他教科申請）	9
4. 上級免許状取得の道	10
II. 本学において教員免許状を取得するために	11
1. 本学で取得できる免許状の種類・教科とその手続き	11
（1）本学学部各学科で取得できる教員免許状の種類、教科	11
大学院における免許状取得	11
科目等履修生について	11
教職特別課程について	11
（2）履修登録及び教職課程費の納入	12
（3）転部・転科・編入の取り扱いについて	12
（4）在学中単位数不足で卒業してから免許状を取得する方法	12
2. 卒業してから他学科の免許状を取得する方法	13
III. 本学での単位の修得方法	13
1. 1種免許状取得のために（学部生、科目等履修生）	14
（1）免許法施行規則第66条の6に定める科目	14
（2）教科及び教科の指導法に関する科目	15
（3）教育の基礎的理解に関する科目等	16
（4）大学が独自に設定する科目	16
（5）介護等体験	16
（6）教育実習	16
（7）教職実践演習及び『教職課程 履修の記録』について	16
（8）各学科・専攻「教科及び教職に関する科目」科目表	17
2. 専修免許状取得のために（大学院）	35
IV. 教育実習	44
（1）教育実習の要件	44
（2）教育実習指導	44
（3）実習校の選択	44
（4）教育実習説明会（実習前年度の4月）	44
（5）実習校の決定（実習前年度）	44
（6）教育実習オリエンテーション（実習当年度の4月）	45
（7）実習前後の注意	45
（8）教育実習事後指導	45
（9）科目等履修生の教育実習	45
（10）大学院生の教育実習	45

V. 介 護 等 体 験.....	46
(1) 介護等体験の要件.....	46
(2) 体験期間等.....	46
(3) 介護等体験説明会（体験前年度の1月～2月）.....	46
(4) 介護等体験オリエンテーション（体験当年度に2回）.....	46
(5) 体験先の決定（体験当年度）.....	47
(6) 提出書類.....	47
(7) 諸注意.....	47
VI. 免 許 状 の 授 与 申 請	48
(1) 一括申請.....	48
(2) 個人申請.....	48
(3) 教員免許状授与証明書.....	48
(4) 免許状の再発行.....	49
VII. 教 員 採 用 試 験.....	50
1. 教員採用試験オリエンテーション.....	50
(1) 説明会.....	50
(2) 懇談会.....	50
2. 公立学校の採用試験.....	50
3. 私立学校の採用試験.....	50
4. 特別支援学校等への就職.....	51
5. 小学校への就職.....	51
6. 高等学校の定時制への就職.....	51
7. 非常勤講師等について.....	51
8. 本学卒業生の免許取得状況等について.....	51
教職課程・学芸員課程データ.....	52

I. 教員免許制度（教育職員免許法）のあらまし

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）及び幼稚園（以下学校という）の教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師、一以下教員という）については、その資質の保持と向上を図るため、法律によって免許制度が定められています。

この法律が、教育職員免許法（以下法という）であり、その細部の実施要項を定めたものが、文部省令の教育職員免許法施行規則（以下規則という）です。以下、関係の深いものについて、概略を説明します。

1. 免許状の種類

学校の教員となるためには、法で定められた各担当の免許状を取得していることが必要とされています。免許状は大きく分けて、普通免許状と特別免許状、臨時免許状とになります。（法第四条）

ア. 普通免許状は、教諭となるために必要な免許状で、養護教諭を除いて次のとおり、学校種別に区別されます。

- | | | |
|-------------|---------------|-----------|
| 一、小学校教諭免許状 | 四、特別支援学校教諭免許状 | 七、栄養教諭免許状 |
| 二、中学校教諭免許状 | 五、幼稚園教諭免許状 | |
| 三、高等学校教諭免許状 | 六、養護教諭免許状 | |

また、普通免許状は、上記のそれぞれについて、専修、一種、二種に分けられます（高等学校は専修と一種のみ）。この専修、一種、二種の別は、取得の際の基礎資格及び養成期間など養成の段階の相違によるもので普通免許状としての効力や待遇には、何ら相違ありません。ただし、二種免許状は一種免許状への上進努力が義務付けられています。

イ. 中学校及び高等学校の教員の免許状は、「国語」、「社会」、「数学」…等、教科について授与されることになっています。高等学校の場合、全日制、定時制、普通科、職業科についての区別はありません。

例えば、中学校の技術を担当する教諭となるためには、中学校教諭専修、一種又は二種免許状・技術、高等学校の数学を担当する教諭となるためには、高等学校教諭専修または一種免許状・数学の免許が必要となります。

ウ. 臨時免許状は、助教諭となるために必要な免許状で、小学校助教諭免許状、中学校助教諭免許状等 6 種類の助教諭免許状に分かれます。臨時免許状には、一種、二種等の区別はありません。

2. 免許状の授与（取得）

（1）要件

戦後、教員の養成は、広く一般の大学、短期大学等においても行われることになり、次の要件を満たせば、免許状が取得できることになっています。ただし、欠格事由（⇒P.9）に該当する者には授与されません。

（表一） 教員免許状取得のための基礎資格と最低修得単位数（法別表第一）

第一欄		第二欄	第三欄
免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする科目の最低単位数
			教科及び教職に関する科目
中学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	35
高等学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59

※一種免許状の場合、「教科及び教科の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」を合わせて合計59単位以上を修得すること。

※中学校免許取得者は「介護等体験」を必要とする。

※「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含むものとする。

この表に示す基礎資格を得るための大学については、特別の定めはありませんので、どの大学の、どの学科でもよいのですが、免許状を取得するための、大学における最低修得単位数の単位は、どの大学で修得したものでもよいというのではなく、文部科学大臣が免許状授与の所定資格を得させるための課程として、適当と認めた課程において修得したものでなければなりません。これが、いわゆる「課程認定」という制度です。

(2) 単位の修得方法

前項の(表-1)は、単位数のみを規定していますが、その修得方法は、法施行規則により、免許状の種類・教科別に定められています。

(表-2) 普通免許状取得のための最低修得単位数(規則第四条、第五条より抜粋)

第一欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	中学校教諭		高等学校教諭	
			専修	一種	専修	一種
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法に関する科目(情報通信技術の活用を含む。)	28	28	24	24
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	10	10
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法(中学) 総合的な探究の時間の指導法(高校) 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	10		
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習	5 2	5 2	3 2	3 2
第六欄	大学が独自に設定する科目		28	4	36	12
合計			83	59	83	59

(表-3) 中学校教諭の普通免許状取得に必要な教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数
(規則第四条備考より抜粋)

中学校教諭一種免許状	免許教科	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	
	数学	教科に関する専門的事項に関する科目	代 数 学	1	
			幾 何 学	1	
			解 析 学	1	
			「確率論、統計学」	1	
			コンピユータ	1	
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)			8
		合 計(関連科目<学科別に別途指定>を含む)			28
	理科	教科に関する専門的事項に関する科目	物 理 学	1	
			化 学	1	
			生 物 学	1	
			地 学	1	
物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験			1		
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)			8		
合 計(関連科目<学科別に別途指定>を含む)			28		
技術	教科に関する専門的事項に関する科目	材料加工(実習を含む。)	1		
		機械・電気(実習を含む。)	1		
		生 物 育 成	1		
		情 報 と コンピユータ	1		
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)			8	
	合 計(関連科目<学科別に別途指定>を含む)			28	

※免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとし、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

「」内に示された事項は当該事項の1以上にわたって行うものとする。

各教科の指導法は8単位以上修得し、各免許教科毎に合計28単位以上修得すること。

(表一4) 高等学校教諭の普通免許状取得に必要な教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数
(規則第五条備考より抜粋)

免許 教科	科目区分	各科目に含めることが必要な事項		最低修得 単位数
数 学	教科に関する専門的 事項に関する科目	代	数 学	1
		幾	何 学	1
		解	析 学	1
		「確率論、統計学」		1
		コンピュータ		1
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			4
	合 計（関連科目<学科別に別途指定>を含む）			24
理 科	教科に関する専門的 事項に関する科目	物	理 学	1
		化	学	1
		生	物 学	1
		地	学	1
		「物理学実験、化学実験、生物学 実験、地学実験」		1
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			4
	合 計（関連科目<別途指定>を含む）			24
工 業	教科に関する専門的 事項に関する科目	工 業 の 関 係 科 目		1
		職 業 指 導		1
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			4
	合 計（関連科目<別途指定>を含む。）			24
情 報	教科に関する専門的 事項に関する科目	情報社会（職業に関する内容を含む。） ・情報倫理		1
		コンピュータ・情報処理		1
		情報システム		1
		情報通信ネットワーク		1
		マルチメディア表現・マルチメディア技術		1
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			4
	合 計（関連科目<別途指定>を含む）			24

※免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとし、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

「 」内に示された事項は当該事項の1以上にわたって行うものとする。

各教科の指導法は4単位以上修得し、各免許教科毎に合計24単位以上修得すること。

(3) 教員資格認定試験

教員の養成は、大学で行うことが原則ですが、教育界に広く人材を求め、教員の確保を図るため、大学等における通常の教員養成コースを歩んできたか、否かを問わず、教員資格認定試験によって教員として必要な資質、能力を有すると認められた者に教諭の免許状を与える道が開かれています。ただし、この認定試験は、すべての免許状について実施されているわけではなく、近年は、幼稚園教員資格認定試験、小学校教員資格認定試験、特別支援学校教員資格認定試験の3種類があるだけですが、令和6年度以降、高等学校（情報）が再開されます。

(4) 欠格事由（法第五条）

免許状は、上述の要件を満たした者に授与されることになっていますが、ただし、次に該当する者には、たとえ、上述の要件を満たしても、授与されません。本学に入学した者には、関係のない事項もありますが、一通りあげてみます。

1. 18歳未満の者
2. 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
3. 禁錮以上の刑に処せられた者
4. 法により免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
5. 法により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
6. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

本学で、免許状を取得しようとする者にとっては、ほとんど関係ないと思いますが、最近では交通違反による交通事故で禁錮以上の刑に処せられる例もありますので、注意が必要です。

(5) 授与申請

免許状は、上述のとおり欠格事由に該当しない者で、規定の要件を満たした者に授与されることになっていますが、自動的に授与されるものではなく、本人が授与申請しなければなりません。

3. 中学校または高等学校の他教科の免許状の取得について（法別表第四他教科申請）

ある教科について免許状を受けている者が、その免許状と同一種類の学校の他の教科についての免許状を取得しようとする場合を他教科申請といいます。他教科申請は比較的簡便な方法より取得することができますように定められています。それを、教育職員検定といいます。検定の条件として、取得しようとする免許教科の「教科に関する専門的事項に関する科目」20単位と「各教科の指導法」については、高等学校4単位、中学校8単位を取得していることとされています。

(表一五) 他教科申請に必要な最低修得単位数 (法別表第四) (法六条関係)

第一欄		第二欄	第三欄
受けようとする他の教科についての免許状の種類	所要資格	有することを必要とする第一欄に掲げる教員の以上の教科についての免許状の種類	大学において修得することを必要とする教科及び教職に関する科目の最低単位数
	専修免許状	専修免許状	52*
中学校教諭	一種免許状	専修免許状又は一種免許状	28
	二種免許状	専修免許状、一種免許状又は二種免許状	13
	専修免許状	専修免許状	48*
高等学校教諭	一種免許状	専修免許状又は一種免許状	24

他教科申請する教科の指導法について、中一種は8単位、高一種は4単位を含めて修得してください。専修免許状を取得しようとする場合、専修免許状に係る第三欄に定める単位数*のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める単位数を差し引いた単位数(24単位)については、大学院の課程又は大学(短期大学を除く。)の専攻科の課程で修得しなければなりません。

所要資格を得たら免許取得の手続きをします。個人申請で行いますが、申請者の現住所の都道府県教育委員会へ申請します。なお、現在教職についている場合は、勤務先の所在地の都道府県教育委員会へ申請します。

手続方法・申請書類については、他教科申請は教育職員検定により授与されるので、一般の申請と異なり、申請者の人物、学力、身体についての証明書が必要です。申請する際は必ず、「他教科申請」と申し出たうえで、教育委員会の指示に従って下さい。

4. 上級免許状取得の道

上級免許状は、下級免許状の保有の有無にかかわらず、一般にその教科の上級免許状取得に必要な基礎資格を満たし、所定の単位を修得すれば、取得できます。ただし、これによって給与等の待遇が必ずしもよくなるわけではありません。

これとは別に、下級免許状で教職についた現職教員が実務年数と所定単位の修得により、その上級免許状を取得する方法があります。この場合の単位の修得は、大学等で修得するものその他、免許法認定講習その他の単位修得の便が図られています。

Ⅱ. 本学において教員免許状を取得するために

1. 本学で取得できる免許状の種類・教科とその手続き

(1) 本学学部の各学科で取得できる教員免許状の種類、教科
(表-6)

	学科名 \ 種類	中学校一種	高等学校一種
先進工学部	生命化学科	理 科	理 科
	応用化学科	理 科	理 科
	環境化学科	理 科	理 科
	応用物理学科	理 科	理 科
	機械理工学科	—	工 業
工 学 部	機械工学科	技 術	工 業
	機械システム工学科	技 術	工 業
	電気電子工学科	数 学	数学・工業
建築学部	まちづくり学科	—	工 業
	建築学科	数 学	数学・工業
	建築デザイン学科	—	工 業
情報学部	情報通信工学科	数 学	数学・情報
	コンピュータ科学科	数 学	数学・情報
	情報デザイン学科	数 学	数学・情報
	情報科学科	数 学	数学・情報

大学院における免許状取得

大学院においては、各専攻に対応する専修免許状が取得できます（ただし、建築学専攻は高等学校専修工業のみ）。詳細については、P.35「2. 専修免許状取得のために」を参照してください。

科目等履修生について

本学の学部学生以外の者が本学学部において、授業科目を履修することのできる制度です。

教職特別課程について

本学以外の大学卒業生を対象とした「教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるための修業年限1年の課程」である教職特別課程が1990年（平成2年）度から設置されていましたが、2017年度から一旦募集を停止しています。

教員免許を取得するには必要単位の修得の他、それぞれの時期に所定の手続きを行うことが必要です。手続きを行わないと免許取得ができなかったり、1年以上延期されたりしますので、十分注意して下さい。そのためには、本書を熟読し、キューポートを常に見ておくことが大切です。

(2) 履修登録及び教職課程費の納入

前項の免許状の単位を取得するには、年度始めに、その年度に履修する科目を登録しておく必要があります。詳細は4月初めに行う教職課程オリエンテーションで確認してください。

- ① 原則として、一般履修科目と同様、キューポートで履修登録します。
- ② 「各教科の指導法に関する科目」や「教育の基礎的理解に関する科目等」を履修するには、1年次（教職履修をはじめる年度）に教職課程登録票を提出し、教職課程費を納入しなければなりません。
- ③ 教職課程登録者が、教職課程の登録を辞退する場合は、速やかに教務課窓口にお問い合わせの上、「教職課程登録辞退届」を提出して下さい。
- ④ 大学院生及び卒業生が学部開設の教職課程科目を履修しようとするときは、科目等履修生となる手続きが必要です。
- ⑤ 大学院で専修免許状を取得しようとする者は、履修登録（「教育学特論」）時に教職課程費の納入が必要です。

専修免許状は同じ教科の一種免許を取得する要件を満たしていることが条件ですので、単位不足の者は、学部の科目等履修生として登録し、必要単位を修得することが必要です。詳しくは教職課程科の教員と面談を行い相談して下さい。

教職課程の費用納入について 以下のとおり費用をおさめてください

[1] 教職課程費：課程登録するとき

学部	1 教科	12,000 円
	2 教科	15,000 円
	※3 教科以上は、1 教科増えるごとに 3,000 円プラスする	
大学院		5,000 円

[2] 介護等体験料：介護等体験を行うとき

中学校免許取得者必須	13,000 円
※2023 年度実績 体験料については、体験年度に周知します	

[3] 教育実習費：教育実習を行うとき

教育実習Aまたは B の	
1 科目につき	13,000 円

[4] 免許状一括申請手数料：大学を通じて教員免許状の授与申請を行うとき

免許状 1 件（学校の種 類・教科別）につき	4,000 円
---------------------------	---------

※ 一旦、納入した費用は返却しませんので、注意して下さい。

(3) 転部・転科・編入の取り扱いについて

取得できる免許状の教科は、各学科で定められていますので、2年次、あるいは3年次に転部または学科を転科した場合について、述べておきます。

問題になるのは、転部・転科した学科の免許状の教科が異なる場合です。免許状を教育委員会に申請する際は、卒業する学科名で行いますから、原則として、転科した学科に定められている教科の免許状を申請することになります。

(4) 在学中単位数不足で卒業してから免許状を取得する方法

卒業時まで、必要な単位数を修得できなかったために、免許状を取得できずに卒業した場合、卒業後でも不足の単位数を修得すれば、免許状を取得することができます。

不足単位を修得するには、①科目等履修生として在籍し、不足単位を修得する方法と、②大学院に入学し、学部の科目等を履修して不足単位を修得する方法があります。本学では卒業生に限り、科目等履修生の介護等体験および教育実習履修が認められていますので、在学中、教職課程を履修していなくても免許を取得することが可能です。また、他大学に編入学又は科目等履修生として在籍し、単位を修得する方法もあります。その場合、その大学が取得しようとした免許状の教科の課程認定を受けていることが必要です。

2. 卒業してから他学科の免許状を取得する方法

卒業してから他学科に定められている教科の免許状を取得することもできます。

受けようとする他の教科についての、免許状の校種（中学校・高等学校）やレベルが同等か同等以上の免許状を取得していることが前提で、P.10（表-5）の第二欄にある免許状を取得していて、第三欄の必要単位を修得すれば、他教科の免許状を取得できます。

Ⅲ．本学での単位の修得方法

教職課程の履修について

教職は若い世代を育てる創造的な仕事です。彼らと学び、喜びも悲しみも共にして生活し、教員自身もさまざまに成長していくことのできる仕事です。本学でも教職をめざして毎年1割程度の学生が教職課程を履修しています。

教員を志望するものが必ず取得しなければならないものが教員免許状です。免許状は全国的資格であり取得の要件は法令によって定められています。それは学士であるとともに、必要な単位を修得することです。この単位には総合教育科目、専門科目、教職科目に分かれています。これは免許状の種類や教科によって異なっているので確実に修得するよう注意が必要です。

教員にとっては単に教科の専門だけでなく幅の広い教養と判断力が求められるので、総合教育科目の学習もしっかり行ってください。社会、国語などの分野の科目についても積極的に学習してください。外国語科目については、国際理解・国際交流が進められているので英語ばかりでなく第2外国語にもチャレンジしてください。全学部で教職関連のキャリア支援科目として「教育者のための遊びの指導法」を開設しているのでぜひ積極的に受講してください。

教職のため専門共通科目・専門科目については、免許状の教科や学校種別によってそれぞれ規定されているので注意してください。2種類以上の教科の免許状を取得することも可能ですが、学習の負担はかなり重くなります。各教科の教育を考えると、開設されている科目の分野にやや片寄りがあることは否めません。例えば理科の地学分野、技術の木工、栽培分野などは開設されている科目の履修にとどまらず、各自自主的に学習してください。

教職科目については、本学では必修科目ばかりでなく多くの選択科目をおいています。いずれも教職にとって重要な意味を持つ科目であるので積極的に履修してください。

教職を希望する学生は4年間の大学での学習を通して自分の教師像を膨らませていってほしいと思います。そのためにどのような学習をするか自覚を持って計画的な学習を進められることを期待します。

単位の履修の他に教職課程として各種のオリエンテーション等も行っています。これは教職課程の履修の上で必要な指導を行うものであるから、キューポートに注意して必ず出席してください。

い。出席しない場合は履修できないこともあるので注意してください。履修や採用試験など、教職課程教員のところに気軽に来てください。

1. 1種免許状取得のために（学部生、科目等履修生）

学部生の他に科目等履修生も、これにより必要な単位を履修して下さい。法による免許取得のための基礎資格と総合教育科目ならびに最低修得単位数は（表一七）のとおりです。

（表一七）

所用資格 免許状の種類	基礎資格	本学における最低修得単位数				その他	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
		免許法施行規則第66条の6に定める科目	教科及び教科の指導法に関する科目 第二欄	教育の基礎的理解に関する科目等 第三～五欄	大学が独自に設定する科目 第二～六欄	介護等体験	教育実習
中学校教諭一種免許状	学士の資格を有すること（学部を卒業することによって得られます）	日本国憲法（2単位） 保健体育（2単位） 外国語コミュニケーション（2単位）	28	28	3	必要（7日間）	必要（3週間）
高等学校教諭一種免許状		数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作（2単位）	24	24*	11*		
			計 59				
			計 59			不要	必要*（2週間）

*高校「工業」の普通免許取得に際しては当然の間この限りではない

※ただし、学科によって総単位数が必ず偶数になる（最低修得単位数が60単位となる）場合もあります。

※科目等履修生（本学卒業生）はすべての学部の科目を履修できます。大学院生で一種免許状を取得しようとする者は、学部の科目等履修生として不足単位を履修して下さい。

（1）免許法施行規則第66条の6に定める科目

（表一七）の（2）～（4）計59単位の他に、以下の修得が必要です。

（表一八）

教育職員免許法施行規則に定める科目	免許取得上の最低修得単位数	科目種別 ○印＝学科の必修科目 △印＝学科の選択必修科目 無印＝選択科目			履修上の注意 等
		種別	科目名	単位数	
日本国憲法	2	△	日本国憲法	2	「法学A」「法学B」を履修する場合は、必ず2科目とも修得すること。
		△	法学A（日本国憲法1単位を含む）	2	
		△	法学B（日本国憲法1単位を含む）	2	
保健体育	2	○	身体・運動科学演習Ⅰ	1	必修科目
		○	身体・運動科学演習Ⅱ	1	
外国語コミュニケーション	2	○	Basic EnglishⅠ	1	必修科目
		○	Basic EnglishⅡ	1	
		○	Basic CommunicationⅠ	1	
		○	Basic CommunicationⅡ	1	
		○	Basic Academic EnglishⅠ	1	
		○	Basic Academic EnglishⅡ	1	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2	○又は△	情報処理入門	2	建築学部のみ選択必修科目 その他の学部は必修科目

以下は、免許状の必修科目ではないが、履修することが望ましい科目です。（免許取得に必要な単位に算入されません。）

（表一9）

科目群	分野	種別	科目名	単位数
総合文化科目	哲学	△	哲学A	2
		△	哲学B	2
	倫理学	△	倫理学A	2
		△	倫理学B	2
	教育学	△	教育学A	2
		△	教育学B	2
	心理学	△	心理学A	2
		△	心理学B	2
キャリア支援科目		教育者のための遊びの指導法	2	
その他 「数理・データサイエンス・AI教育 プログラム認定制度」科目	大学HP等で公開している科目			

（2）教科及び教科の指導法に関する科目

1) 免許法で規定された数学・理科・技術・工業・情報の各免許教科の「教科及び教科の指導法に関する科目」P.7～P.8（表一3）・（表一4）に該当する本学の設置科目は、P.18～P.33を参照して下さい。

2) 「教科及び教科の指導法に関する科目」は、自分の所属学科で修得します。

本学の設置科目のうち、○印のある科目は一般的包括的な内容を含む免許取得上の必修科目です。この必修科目と○印以外の科目（選択科目）の合計が各免許法定科目の最低単位数と各免許教科の「計」以上になればよいのです。

一般的包括的内容を含む科目は、各分野ごとに1つの学科内で履修を完結する必要があります。（1つの分野の一般的包括的内容を含む科目を複数学科で修得しても免許法上の要件は満たしません。）
学部生は必ず自学科で必修科目を全て修得し、科目等履修生は教職課程の教員と面談の上、必修科目は分野ごとに1つの学科で修得してください。

なお、（表一3）・（表一4）の各免許教科の教科及び教科の指導法に関する科目のそれぞれの最低修得単位数と「計」の単位数は一致していないので注意して下さい。

各教科の科目の中で、各免許の教科及び教科の指導法に関する科目のうち、卒業に必要な科目に算入されない単位がありますので注意して下さい（「学生便覧」参照「〇〇職業指導」、「材料加工」、「栽培」、「情報と職業」、「〇〇教育の理論と方法A/B」等）。

以上のように「教科及び教科の指導法に関する科目」は、多数の単位の修得が必要とされています。新宿キャンパスで開講の夏期集中教職授業（昼間または夜間）で修得しなければならない科目もありますので、履修計画を立て、余裕を持って修得するようにして下さい。特に複数教科免許取得を希望する場合は、計画的な履修が必要です。

(3) 教育の基礎的理解に関する科目等

本学における「教育の基礎的理解に関する科目等」の開講科目及び最低履修科目及び単位数は P.34 (表-26) のとおりです。最低履修科目は、中学校と高等学校では一部異なりますが、必ず修得しなければならない科目です。入学年度によって必修科目が異なりますので入学年度の手引きで確認してください。

なお、将来教職につく場合や採用試験を受験する場合にも、選択科目をできるだけ多く履修しておいた方が有利になるでしょう。

「教育の基礎的理解に関する科目等」は、各免許教科とも中学校、高等学校の両方に適用させることができます。

「教育の基礎的理解に関する科目等」は、免許状取得のためだけに置かれています。卒業に必要な単位数には算入されませんので注意して下さい。履修学年が指定されている科目もありますが、1・2年生から履修できるよう時間割に配当されている科目もありますので、1・2年生のうちから計画的に履修するようにして下さい。

(4) 大学が独自に設定する科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に算入されます。また、免許法で規定された前出の科目の他に本学独自に設定する科目「社会教育」を開設しています。なお、「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目「道徳教育の理論と方法」は、高等学校一種免許状取得の場合、「大学が独自に設定する科目」として位置づけられています。

(5) 介護等体験

中学校免許状取得のためには、介護等体験（特別支援学校 2 日間、社会福祉施設 5 日間の計 7 日間）を必要とします。3 年次以上の中学校免許取得希望者が体験可能です。体験の前年度 2 月頃より手続きが始まります。

(6) 教育実習

中学校および高等学校免許状取得のためには、教育実習（中学校免許：3 週間、高等学校免許：2 週間）を必要とします。4 年次に実習をすることとなり、実習の前年度 4 月頃より手続きが始まります。教育実習に参加するには、条件がありますので、P.44 「IV. 教育実習」のページで確認して下さい。

(7) 教職実践演習及び『教職課程 履修の記録』について

2010 年度入学生から、法改正により、授業科目「教職実践演習」の履修が義務づけられました。この科目は 4 年次の後期に開講され、教員としての適性を判断するための科目として位置づけられています。この判断の資料の一つとして、入学時から、『教職課程 履修の記録』を作成することにしました。教職課程登録者には、『教職課程 履修の記録』を配布するので、履修に従って順次記入して下さい。

(8) 各学科・専攻「教科及び教職に関する科目」科目表

各学科・専攻で、免許取得に必要な科目一覧を示します。次ページ以降を参照してください。

[学部]	一種免許状			ページ	
「教科及び教科の指導法に関する科目」					
先進工学部	生命化学科	中学校	理科	18	
		高等学校	理科	19	
	応用化学科	中学校	理科	18	
		高等学校	理科	19	
	環境化学科	中学校	理科	20	
		高等学校	理科	21	
	応用物理学科	中学校	理科	20	
		高等学校	理科	21	
		機械理工学科	高等学科	工業	22
	工学部	機械工学科	中学校	技術	23
高等学校			工業	24	
機械システム工学科		中学校	技術	23	
		高等学校	工業	25	
電気電子工学科		中学校・高等学校	数学	26	
	高等学校	工業	27		
建築学部	まちづくり学科	高等学校	工業	29	
		中学校・高等学校	数学	28	
		高等学校	工業	29	
	建築デザイン学科	高等学校	工業	29	
情報学部	情報通信工学科	中学校・高等学校	数学	30	
		高等学校	情報	31	
	コンピュータ科学科	中学校・高等学校	数学	30	
		高等学校	情報	31	
	情報デザイン学科	中学校・高等学校	数学	32	
		高等学校	情報	33	
	情報科学科	中学校・高等学校	数学	32	
高等学校		情報	33		
「教育の基礎的理解に関する科目等」				34	
[大学院]	専修免許状			ページ	
「大学が独自に設定する科目」					
工学研究科	機械工学専攻	中学校	技術	36	
		高等学校	工業	37	
	化学応用学専攻	中学校・高等学校	理科	38	
	電気・電子工学専攻	中学校・高等学校	数学	39	
		高等学校	工業	40	
	情報学専攻	中学校・高等学校	数学	41	
		高等学校	情報	42	
	建築学専攻	高等学校	工業	43	

中学一種理科 教科及び教科の指導法に関する科目

(表-10) 先進工学部

施行規則に定める科目区分等		生命化学科			応用化学科		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	必修単位	選択単位	科目	必修単位	選択単位
教科及び教科の指導法に関する専門的事項 28単位以上	物理学	○ 総合物理学	2		○ 物理学総論	2	
	化学	○ 総合化学 分析化学演習 生物有機化学 有機合成化学Ⅰ ケミカルバイオロジー 生化学Ⅰ 生化学Ⅲ 無機化学	1	1 2 2 2 2 1 2	○ 化学総論 無機化学Ⅲ 無機化学演習 量子化学 電気化学 無機固体化学 高分子物理化学 触媒設計 機能性先端材料 界面化学	2	2 1 2 2 2 2 2 2 2
	生物学	○ 総合生物学 生化学Ⅱ 分子生物学 細胞生物学 ゲノム科学	1	2 1 2 1	○ 生物学総論	1	
	地学	○ 地学 鉱物と結晶	1	2	○ 地学 鉱物と結晶	1	2
	物理学実験・化学実験 ・生物学実験・地学実験	○ 物理学実験 ○ 生命化学基礎実験 生命有機化学実験 生命分析化学実験 生命物理化学実験 ○ 生物学実験 生化学実験 生命化学実験Ⅰ 生命化学実験Ⅱ 生命化学実験Ⅲ ○ 地学実験	1 2 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1	○ 応用物理学実験 ○ 応用化学基礎実験 応用化学実験A 応用化学実験B 応用化学実験C 応用化学実験D ○ 生物学実験 ○ 地学実験	1 2 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○ 理科教育の理論と方法A ○ 理科教育の理論と方法B	4 4		○ 理科教育の理論と方法A ○ 理科教育の理論と方法B	4 4	
		小計	18	27	小計	19	23

(注) 1. ○印の科目は必修とする。

高校一種理科 教科及び教科の指導法に関する科目

(表-11) 先進工学部

施行規則に定める科目区分等		生命化学科			応用化学科				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	必修単位	選択単位	科目	必修単位	選択単位		
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	物理学	○ 総合物理学	2		○ 物理学総論	2			
	化学	○ 総合化学 分析化学演習 生物有機化学 有機合成化学Ⅰ ケミカルバイオロジー 生化学Ⅰ 生化学Ⅲ 無機化学	1	1 2 2 2 2 1 2	○ 化学総論 無機化学Ⅲ 無機化学演習 量子化学 電気化学 無機固体化学 高分子物理化学 触媒設計 機能性先端材料 界面化学	2	2 1 2 2 2 2 2 2 2		
	生物学	○ 総合生物学 生化学Ⅱ 分子生物学 細胞生物学 ゲノム科学	1	2 1 2 1	○ 生物学総論	1			
	地学	○ 地学 鉱物と結晶	1	2	○ 地学 鉱物と結晶	1	2		
	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	☆ 物理学実験	1		☆ 応用物理学実験	1			
		☆ 生命化学基礎実験 生命有機化学実験 生命分析化学実験 生命物理化学実験 ☆ 生物学実験 生化学実験 生命化学実験Ⅰ 生命化学実験Ⅱ 生命化学実験Ⅲ ☆ 地学実験	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	☆ 応用化学基礎実験 応用化学実験A 応用化学実験B 応用化学実験C 応用化学実験D ☆ 生物学実験 ☆ 地学実験	2 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		● 理科教育の理論と方法A ● 理科教育の理論と方法B	4 4		● 理科教育の理論と方法A ● 理科教育の理論と方法B	4 4			
小計			18	27	小計			19	23

- (注) 1. ○印の科目は必修とする。
 2. ☆印の科目は同印のうちで必ず1単位以上修得すること。（選択必修）
 3. ●印の科目は必ずAまたはBのいずれか1科目4単位以上修得すること。（選択必修）

中学一種理科 教科及び教科の指導法に関する科目

(表-12) 先進工学部

施行規則に定める科目区分等		環境化学科			応用物理学科		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	必修単位	選択単位	科目	必修単位	選択単位
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	物理学 化学 生物学 地学 物理学実験・化学実験 ・生物学実験・地学実験	○ 物理学概論	2		量子物理学 固体物理学Ⅰ 固体物理学Ⅱ ○ 現代物理学 量子力学Ⅰ 量子力学Ⅱ 統計物理学 素粒子宇宙物理学	1	2 2 2 2 2 2
		○ 化学総合 高分子材料化学 環境材料化学 化学工業総論 化学装置設計	1	2 2 2 2	○ 物理化学入門 ○ 無機・有機材料入門 ○ 熱・統計力学	1 1 2	
		○ 生物学 生物化学	1	2	○ 生物学	1	
		○ 地学概論	2		○ 宇宙・地球科学	2	
		○ 環化物理学実験 ○ 環境化学基礎実験 機器分析実験 環境分析実験 物理化学実験 ○ 生物学実験 ○ 地学実験	1 2 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	○ 物理学教育実験 応用物理実験Ⅰ 応用物理実験Ⅱ 応用物理実験Ⅲ ○ 化学実験 ○ 生物学実験 ○ 地学実験	1 2 2 2 1 1 1	2 2 2
		○ 理科教育の理論と方法A ○ 理科教育の理論と方法B	4 4		○ 理科教育の理論と方法A ○ 理科教育の理論と方法B	4 4	
	小計	19	13	小計	20	20	

(注) 1. ○印の科目は必修とする。

高校一種理科 教科及び教科の指導法に関する科目

(表-13) 先進工学部

施行規則に定める科目区分等		環境化学科			応用物理学科		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	必修単位	選択単位	科目	必修単位	選択単位
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	物理学	○ 物理学概論	2		量子物理学 固体物理学Ⅰ 固体物理学Ⅱ ○ 現代物理学 量子力学Ⅰ 量子力学Ⅱ 統計物理学 素粒子宇宙物理学	1	2 2 2 2 2 2
	化学	○ 化学総合 高分子材料化学 環境材料化学 化学工業総論 化学装置設計	1	2 2 2 2	○ 物理化学入門 ○ 無機・有機材料入門 ○ 熱・統計力学	1 1 2	
	生物学	○ 生物学 生物化学	1	2	○ 生物学	1	
	地学	○ 地学概論	2		○ 宇宙・地球科学	2	
	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	☆ 環化物理学実験	1		☆ 物理学教育実験	1	
		☆ 環境化学基礎実験	2		応用物理実験Ⅰ		2
機器分析実験			1	応用物理実験Ⅱ		2	
環境分析実験			1	応用物理実験Ⅲ		2	
物理学化学実験			1	☆ 化学実験	1		
☆ 生物学実験	1		☆ 生物学実験	1			
☆ 地学実験	1		☆ 地学実験	1			
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	● 理科教育の理論と方法A	4		● 理科教育の理論と方法A	4		
	● 理科教育の理論と方法B	4		● 理科教育の理論と方法B	4		
		小計	19	13	小計	20	20

- (注) 1. ○印の科目は必修とする。
 2. ☆印の科目は同印のうちで必ず1単位以上修得すること。(選択必修)
 3. ●印の科目は必ずA または B のいずれか1科目4単位以上修得すること。(選択必修)

高校一種工業 教科及び教科の指導法に関する科目

(表-14) 先進工学部

施行規則に定める科目区分等		機械理工学科			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	必修単位	選択単位	
教科及び教科の指導法に関する専門的事項 24単位以上	工業の関係科目	工業力学Ⅰ	1	2	
		工業力学Ⅱ		2	
		工業力学Ⅲ		2	
		工業力学Ⅳ		2	
		○ 機械製図		1	1
		デザイン工学		1	
		CADⅠ		1	
		CADⅡ		1	
		材料力学Ⅰ		2	
		材料力学Ⅱ		2	
		熱力学Ⅰ		2	
		熱力学Ⅱ		2	
		流体力学Ⅰ		2	
		流体力学Ⅱ		2	
		機械力学		2	
		制御システム工学		2	
		計測工学		2	
		○ 材料基礎工学		2	2
		医用機器		2	
		メディカルエンジニアリング		2	
		○ プログラミング論		2	2
		コンピュータ解析		2	
		応用熱力学		2	
		材料強度学		2	
○ 機械加工実習	1	2			
生産工学	2				
デジタル回路	2				
電磁気学Ⅰ	2				
○ 機構学及び機械要素	2	1			
○ 化学工学基礎	1	1			
真空応用機器	1				
微細加工技術	1				
環境工学	2				
○ 電気・計測工学概論※	2				
○ 建築概論※※	2				
	職業指導	○ 職業指導	4		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	● 工業教育の理論と方法A ● 工業教育の理論と方法B	4 4		
小計			25	49	

- (注) 1. ○印の科目は必修とする。
 2. ※印の科目は「先進工学部環境化学科」設置科目を履修すること。(選択必修)
 3. ※※印の科目は「建築学部建築学科」設置科目を履修すること。(選択必修)
 4. ●印の科目は必ず A または B のいずれか 1 科目 4 単位以上修得すること。(選択必修)

中学一種技術 教科及び教科の指導法に関する科目

(表一15) 工学部

施行規則に定める科目区分等		機械工学科			機械システム工学科		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	必修単位	選択単位	科目	必修単位	選択単位
教科及び教科の指導法に関する事項	材料加工 (実習を含む。)	○ 材料加工	2		○ 材料加工	2	
		塑性加工学		2	機械製作及加工工程		2
		加工工学概論		2	材料の基礎		2
		金属材料工学		2	工業材料		2
		材料試験法		2			
			材料基礎工学		2		
	機械・電気 (実習を含む。)	☆ 機械設計学	2		機械システム製図A		2
		☆ 機械機能設計学	2		機械システム製図B		2
		□ 機械実習	2		機械システム実験及演習		2
		□ 機械加工演習	2		材料力学Ⅰ及演習		3
□ 機械実験及演習		2		□ 機械システム工学加工演習	2		
精密加工学			2	□ 機械システム工学実習	2		
内燃機関			2	□ 機械システム製図設計	2		
熱流体機械			2	流体力学及演習		3	
機構学			2	機械力学及演習		3	
機械力学			2	# 電気工学Ⅰ	2		
機械製図A			2	# 電気工学Ⅱ	2		
機械製図B			2	○ 電気工学実験	1		
# 電気工学Ⅰ		2					
# 電気工学Ⅱ	2						
○ 電気工学実験	1						
生物育成	○ 生物育成	2		○ 生物育成	2		
情報とコンピュータ	○ 情報処理入門	2		○ 情報処理入門	2		
	○ 情報処理演習	1		○ 情報処理演習	1		
	プログラミング演習		1	プログラミング演習		1	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○ 技術教育の理論と方法A	4		○ 技術教育の理論と方法A	4		
	○ 技術教育の理論と方法B	4		○ 技術教育の理論と方法B	4		
		小 計	30	25	小 計	26	22

- (注) 1. ○印の科目は必修とする。
 2. ☆、□、#印の科目は同印のうちで必ず1単位以上修得すること。(選択必修)

高校一種工業 教科及び教科の指導法に関する科目

(表-16) 工学部

施行規則に定める科目区分等		機械工学科						
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	必修 単位	選択 単位	科目	必修 単位	選択 単位	
教科 及 び 教科 の 指 導 法 に 関 する 専 門 的 事 項	工業の関係科目	○ 情報処理入門	2		機械力学		2	
		○ 情報処理演習	1		数値材料力学		2	
		○ 工業力学及演習	3		材料強度学		2	
		○ 機械実習	2		CAD/CAM演習		2	
		○ 材料力学及演習Ⅰ	3		塑性加工学		2	
		○ 流れ学Ⅰ及演習	3		高分子材料工学		2	
		○ 工業熱力学Ⅰ及演習	3		CAD機械製図設計		2	
		○ 機械実験及演習	2		精密加工学		2	
		○ 機械製図A	2		機械機能設計学		2	
		○ 機械製図B	2		システム工学		2	
		加工工学概論		2	リサイクルシステム工学		2	
		材料基礎工学		2	制御工学		2	
		機械製図法		2	機械振動学		2	
		材料力学及演習Ⅱ		3	材料試験法		2	
		機構学		2	電気工学Ⅰ		2	
		金属材料工学		2	電気工学Ⅱ		2	
		機械設計学		2	電気工学実験		1	
		機械製作法		2	自動車工学		2	
		機械加工演習		2	材料加工		2	
		プログラミング演習		1	○ 化学工学基礎※		1	
		計測工学		2	○ 建築概論※※		2	
		○ 機械工学設計総合演習	2					
		流れ学Ⅱ		2				
		流れ学Ⅲ		2				
工業熱力学Ⅱ		2						
伝熱工学		2						
内燃機関		2						
エンジンシステム		2						
熱流体機械		2						
燃焼工学		2						
職業指導	○ 職業指導	4						
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	● 工業教育の理論と方法A	4						
	● 工業教育の理論と方法B	4						

科目	必修 単位	選択 単位
小計	40	75

- (注) 1. ○印の科目は必修とする。
 2. ※印の科目は「先進工学部機械理工学科」設置科目を履修すること。
 3. ※※印の科目は「建築学部建築学科」設置科目を履修すること。
 4. ●印の科目はA または B のいずれか1科目4単位以上修得すること。（選択必修）

高校一種工業 教科及び教科の指導法に関する科目

(表-17) 工学部

施行規則に定める科目区分等		機械システム工学科		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	必修単位	選択単位
教科及び教科の指導法に関する専門的科目 24単位以上	工業の関係科目	○ 情報処理入門	2	
		○ 情報処理演習	1	
		○ 工業力学及演習	3	
		○ 機械システム実験及演習	2	
		○ 機械システム工学実習	2	
		○ 機械システム製図A	2	
		○ 機械システム製図B	2	
		○ 材料力学Ⅰ及演習	3	
		システム工学A		2
		システム工学B		2
		機械システム工学加工演習		2
		機械システム製図設計		2
		流体力学及演習		3
		機械力学及演習		3
		工業熱力学及演習		3
		材料の基礎		2
		工業材料		2
		機械製図法		2
		材料力学Ⅱ		2
		計測工学		2
		プログラミング演習		1
		制御工学Ⅰ		2
		電気工学Ⅰ		2
		電気工学Ⅱ		2
電気工学実験		1		
制御工学Ⅱ		2		
計画工学		2		
機械製作及加工工程		2		
機械振動学		2		
自動車工学		2		
材料加工		2		
○ 化学工学基礎※		1		
○ 建築概論※※		2		
	職業指導	○ 職業指導	4	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	● 工業教育の理論と方法A ● 工業教育の理論と方法B	4 4	
小計			32	47

- (注) 1. ○印の科目は必修とする。
 2. ※印の科目は「先進工学部機械理工学科」設置科目を履修すること。
 3. ※※印の科目は「建築学部建築学科」設置科目を履修すること。
 4. ●印の科目はAまたはBのいずれか1科目4単位以上修得すること。（選択必修）

中学・高校一種数学 教科及び教科の指導法に関する科目

(表-18) 工学部

施行規則に定める科目区分等		電気電子工学科			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	必修単位	選択単位	
教科及び教科の指導法に関する科目 専門的事項 中学28単位、 高校24単位以上	教科	代数学	○ 線形代数及び演習Ⅰ	1.5	
			○ 線形代数及び演習Ⅱ	1.5	
	○ 線形代数及び演習Ⅲ		1.5		
	○ 線形代数及び演習Ⅳ		1.5		
	幾何学	○ 電気電子幾何学Ⅰ	2		
		○ 電気電子幾何学Ⅱ	2		
	解析学	○ 微分積分及び演習Ⅰ	1.5		
○ 微分積分及び演習Ⅱ		1.5			
○ 微分積分及び演習Ⅲ		1.5			
○ 微分積分及び演習Ⅳ		1.5			
	○ 電気数学序論	2			
	複素関数		2		
	過渡現象		2		
	線形システム		2		
	「確率論、統計学」	○ デジタル符号と確率・統計学	2		
	コンピュータ	○ シミュレーション言語演習Ⅰ	1		
		シミュレーション言語演習Ⅱ		1	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 数学教育の理論と方法A	4		
		◎ 数学教育の理論と方法B	4		
小計			29	7	

- (注) 1. ○印の科目は必修とする。
2. ◎印の科目は中学校は必修につき8単位、高等学校の場合は選択必修のためAまたはBのいずれか1科目4単位以上修得すること。（選択必修）

高校一種工業 教科及び教科の指導法に関する科目

(表-19) 工学部

施行規則に定める科目区分等		電気電子工学科		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	必修単位	選択単位
教科 及 び 教科 の 指 導 法 に 関 す る 事 項 2 4 単 位 以 上	工業の関係科目	電気機器基礎		2
		○ 電気機器	2	
		機械工学		2
		電力システムⅠ		2
		電力システムⅡ		2
		高電圧・プラズマ		2
		電力エネルギー発生		2
		電気電子材料		2
		分散型エネルギー		2
		電気化学・燃料電池		2
		電気電子計測基礎		2
		電気電子計測		2
		電子回路Ⅰ		2
		電子回路Ⅱ		2
		電子デバイス		2
		システム制御Ⅰ		2
		システム制御Ⅱ		2
		交通システム		2
		応用電気電子工学		2
		パワーエレクトロニクス		2
		IC応用回路		2
		電気法規・電気施設管理		2
		ビル電気システム		2
		電気システムデザイン		2
照明・表示システム		2		
福祉・介護システム		2		
○ 電気電子基礎実習(PBL)	2			
○ 電気電子工学実験Ⅰ	2			
○ 電気電子工学実験Ⅱ	2			
○ 電気電子工学実験Ⅲ	2			
○ 電気電子工学実験Ⅳ	2			
CADⅠ		2		
CADⅡ		2		
○ 機構学及び機械要素※	2			
○ 化学工学基礎※	1			
○ プログラミング論※	2			
○ 建築概論※※	2			
職業指導	○ 職業指導	4		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 工業教育の理論と方法A	4		
	◎ 工業教育の理論と方法B	4		
小計			31	54

- (注) 1. ○印の科目は必修とする。
 2. ※印の科目は「先進工学部機械理工学科」設置科目を履修すること。
 3. ※※印の科目は「建築学部建築学科」設置科目を履修すること。
 4. ◎印の科目はAまたはBのいずれか1科目4単位以上修得すること。（選択必修）

中学・高校一種数学 教科及び教科の指導法に関する科目

(表-20) 建築学部

施行規則に定める科目区分等		建築学科		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	必修単位	選択単位
教科及び教科の指導法に関する科目 専門的 事項 中学2.8単位、 高校2.4単位以上	代数学	○ 線形代数学Ⅰ ○ 線形代数学Ⅱ 建築代数学	2 2	2
	幾何学	○ 建築幾何学Ⅰ ○ 建築幾何学Ⅱ 建築ベクトル解析	2 2	2
	解析学	○ 微分積分Ⅰ ○ 微分積分Ⅱ 微分方程式論 ○ 複素関数論 応用解析学	2 2 2 2	2 2
	「確率論、統計学」	○ 建築統計学	2	
	コンピュータ	○ 建築情報処理基礎 建築情報処理Ⅰ 建築情報処理Ⅱ	2	2 2
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 数学教育の理論と方法A ◎ 数学教育の理論と方法B	4 4	
小 計			26	12

- (注) 1. ○印の科目は必修とする。
2. ◎印の科目は中学校は必修につき8単位、高等学校の場合は選択必修のためAまたはBのいずれか1科目4単位以上修得すること。(選択必修)

高校一種工業 教科及び教科の指導法に関する科目

(表-21) 建築学部

施行規則に定める科目区分等		まちづくり学科			建築学科			建築デザイン学科		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	必修単位	選択単位	科目	必修単位	選択単位	科目	必修単位	選択単位
教科及び教科の指導法に関する事項	工業の関係科目	○ 建築概論	2		○ 建築概論	2		○ 建築概論	2	
		基礎設計・図法		2	基礎設計・図法		2	基礎設計・図法		2
		建築設計Ⅰ		2	建築設計Ⅰ		2	建築設計Ⅰ		2
		建築設計Ⅱ		2	建築設計Ⅱ		2	建築設計Ⅱ		2
		建築設計Ⅲ		2	建築設計Ⅲ		2	建築設計Ⅲ		2
		建築計画Ⅰ		2	建築計画Ⅰ		2	建築計画Ⅰ		2
		建築計画Ⅱ		2	建築計画Ⅱ		2	建築計画Ⅱ		2
		日本建築史		2	日本建築史		2	日本建築史		2
		西洋建築史		2	西洋建築史		2	西洋建築史		2
		都市デザイン		2	都市デザイン		2	都市デザイン		2
		まちづくり論		2	まちづくり論		2	まちづくり論		2
		都市計画		2	都市計画		2	都市計画		2
		建築の構造		2	建築の構造		2	建築の構造		2
		構造力学Ⅰ		2	構造力学Ⅰ		2	構造力学Ⅰ		2
		構造力学Ⅱ		2	構造力学Ⅱ		2	構造力学Ⅱ		2
		構造力学演習Ⅰ		1	構造力学演習Ⅰ		1	構造力学演習Ⅰ		1
		建築材料		2	建築材料		2	建築材料		2
		建築施工		2	建築施工		2	建築施工		2
		建築構法		2	建築構法		2	建築構法		2
		環境工学Ⅰ		2	環境工学Ⅰ		2	環境工学Ⅰ		2
		環境工学Ⅱ		2	環境工学Ⅱ		2	環境工学Ⅱ		2
		設備計画		2	設備計画		2	設備計画		2
		建築法規		2	建築法規		2	建築法規		2
		構造基礎実験		2	構造基礎実験		2	構造基礎実験		2
材料実験		2	材料実験		2	材料実験		2		
環境基礎実験		2	環境基礎実験		2	環境基礎実験		2		
測量実習		2	測量実習		2	測量実習		2		
建築技術者の倫理		2	建築技術者の倫理		2	建築技術者の倫理		2		
ランドスケープデザイン		2	鉄筋コンクリート構造		2	近代建築史		2		
地震・複合災害工学		2	空気調和設備		2	建築保全学		2		
環境評価法		2	○ 機械工学・材料加工学概論※		2	○ 機械工学・材料加工学概論※		2		
○ 機械工学・材料加工学概論※		2	○ 化学工学基礎※※		1	○ 化学工学基礎※※		1		
○ 化学工学基礎※※		1	○ 電気・計測工学概論※		2	○ 電気・計測工学概論※		2		
○ 電気・計測工学概論※		2	○ プログラミング論※※		2	○ プログラミング論※※		2		
○ プログラミング論※※		2								
職業指導		○ まちづくり職業指導		4	○ 建築職業指導		4	○ 建築デザイン職業指導		4
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		● 工業教育の理論と方法A		4	● 工業教育の理論と方法A		4	● 工業教育の理論と方法A		4
		● 工業教育の理論と方法B		4	● 工業教育の理論と方法B		4	● 工業教育の理論と方法B		4
		小計		21 59	小計		21 57	小計		21 57

- (注) 1. ○印の科目は必修とする。
 2. ※印は「先進工学部環境化学科」設置科目を履修すること。
 3. ※※印は「先進工学部機械理工学科」設置科目を履修すること。
 4. ●印の科目はA または B のいずれか1科目4単位以上修得すること。（選択必修）

中学・高校一種数学 教科及び教科の指導法に関する科目

(表-22) 情報学部

施行規則に定める科目区分等		情報通信工学科			コンピュータ科学科				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	必修単位	選択単位	科目	必修単位	選択単位		
教科及び教科の指導法に関する科目 専門的事項 中学28単位、高校24単位以上	代数学	○ 線形代数学及び演習Ⅰ ○ 線形代数学及び演習Ⅱ 線形システム論	1.5 1.5	2	○ 線形代数学及び演習Ⅰ ○ 線形代数学及び演習Ⅱ 離散数学	1.5 1.5	2		
	幾何学	○ 総合幾何学Ⅰ 総合幾何学Ⅱ	2	2	○ 計算幾何学	2			
	解析学	○ 微分及び演習 ○ 積分及び演習 複素関数論 応用解析学 数値計算法	1.5 1.5	2 2 2	○ 微分及び演習 ○ 積分及び演習 信号処理演習 信号処理概論 数値計算法概論 微分方程式	1.5 1.5	1 2 2 2		
	「確率論、統計学」	○ デジタル符号と確率・統計	2		○ 統計解析学 計算数理	2	2		
	コンピュータ	○ システムソフトウェア 通信情報理論 情報通信工学実験Ⅰ	2	2 2	○ 機械学習 インターフェース論	2	2		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		◎ 数学教育の理論と方法A ◎ 数学教育の理論と方法B	4 4		◎ 数学教育の理論と方法A ◎ 数学教育の理論と方法B	4 4			
小計			20	14	小計			20	13

- (注) 1. ○印の科目は必修とする。
2. ◎印の科目は中学校は必修につき8単位、高等学校の場合は選択必修のためAまたはBのいずれか1科目4単位以上修得すること。（選択必修）

高校一種情報 教科及び教科の指導法に関する科目

(表-23) 情報学部

施行規則に定める科目区分等		情報通信工学科			コンピュータ科学科				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	必修単位	選択単位	科目	必修単位	選択単位		
教科及び教科の指導法に関する専門的事項 24単位以上	情報社会（職業に関する内容を含む。） ・情報倫理	○ 情報社会と情報倫理的財産 ○ 情報と職業	2 2	2	○ 情報社会と情報倫理的財産 ○ 情報と職業	2 2	2		
	コンピュータ ・情報処理	○ プログラミングおよび演習1 ○ プログラミングおよび演習2 ○ コンピュータアーキテクチャ デジタル信号処理 通信ソフトウェア論Ⅰ	1.5 1.5 2	2 2	○ プログラミングおよび演習1 ○ プログラミングおよび演習2 ○ コンピュータアーキテクチャ コンピュータ科学序論 情報理論 基本ソフトウェア論	1.5 1.5 2 2 2	2		
	情報システム	○ 通信ソフトウェア論Ⅱ ○ ユビキタス概論 ソーシャルネット論	2 2	2	○ オブジェクト指向プログラミング ○ オブジェクト指向プログラミング演習（PBL） ○ ソフトウェア工学Ⅰ ソフトウェア工学Ⅱ 最適化論	2 1 2	2 2		
	情報通信ネットワーク	○ 情報通信ネットワーク ○ 情報通信工学実験Ⅱ 情報通信工学実験Ⅲ ネットワークセキュリティ 移動通信工学 インターネット論 通信工学 通信システム基礎 無線通信工学	2 2	2 2 2 2 2 2	○ 情報ネットワーク論 ○ セキュリティ概論 ○ サイバーセキュリティ演習Ⅰ（PBL）	2 2 1			
	マルチメディア表現 ・マルチメディア技術	○ デジタルメディア工学基礎 マルチメディア工学 コンピュータビジョン 画像工学	2	2 2 2	○ 画像工学基礎 ○ 音響工学基礎 ○ コンピュータ科学実験	2 2 2			
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	● 情報教育の理論と方法A ● 情報教育の理論と方法B	4 4		● 情報教育の理論と方法A ● 情報教育の理論と方法B	4 4			
小計			27	28	小計			33	12

(注) 1. ○印の科目は必修とする。

2. ●印の科目はAまたはBのいずれか1科目4単位以上修得すること。（選択必修）

中学・高校一種数学 教科及び教科の指導法に関する科目

(表-24) 情報学部

施行規則に定める科目区分等		情報デザイン学科			情報科学科		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	必修単位	選択単位	科目	必修単位	選択単位
教科及び教科の指導法に関する科目 中学28単位、高校24単位以上	代数学	情報数学および演習1		1.5	○ 線形代数学及び演習Ⅰ	1.5	
		情報数学および演習2		1.5	○ 線形代数学及び演習Ⅱ	1.5	
		情報数学および演習3		1.5	オペレーションズリサーチ		2
		情報数学および演習4		1.5	離散システム		2
		○ 線形代数学及び演習Ⅰ	1.5		計算知能		2
		○ 線形代数学及び演習Ⅱ	1.5				
	幾何学	○ デザイン幾何学	2		○ システム幾何学	2	
	解析学	○ 微分及び演習	1.5		○ 微分及び演習	1.5	
		○ 積分及び演習	1.5		○ 積分及び演習	1.5	
		偏微分及び演習		1.5	動的システム		2
		重積分及び演習		1.5	機械学習		2
		CG数学		2			
		数値計算論		2			
	「確率論、統計学」	○ 応用確率・統計学	2		予測モデリング		2
		○ 応用確率・統計学演習		1	○ 多変量解析	2	
	コンピュータ	○ 計算言語学	2		○ 情報処理技術基礎論	2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 数学教育の理論と方法A	4		◎ 数学教育の理論と方法A	4	
		◎ 数学教育の理論と方法B	4		◎ 数学教育の理論と方法B	4	
		小計	20	14	小計	20	12

(注) 1. ○印の科目は必修とする。

2. ◎印の科目は中学校は必修につき8単位、高等学校の場合は選択必修のためAまたはBのいずれか1科目4単位以上修得すること。

高校一種情報 教科及び教科の指導法に関する科目

(表-25) 情報学部

施行規則に定める科目区分等		情報デザイン学科			情報科学科		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	必修単位	選択単位	科目	必修単位	選択単位
教科及び教科の指導法に関する専門的事項 24単位以上	情報社会（職業に関する内容を含む。） ・情報倫理	○ 情報社会と情報倫理 情報コンテンツと知的財産 ○ 情報と職業	2 2	2	○ 情報社会と情報倫理 情報と法 ○ 情報と職業	2 2	2
	コンピュータ ・情報処理	○ プログラミングおよび演習 1 ○ プログラミングおよび演習 2 プログラミングおよび演習 3 プログラミングおよび演習 4 ○ コンピュータアーキテクチャ データ構造とアルゴリズム及び演習 デジタル信号処理 デジタル信号処理演習 人工知能	1.5 1.5 2	1.5 1.5 3 2 1 2	○ プログラミングおよび演習 1 ○ プログラミングおよび演習 2 ○ コンピュータアーキテクチャ Webプログラミング演習	1.5 1.5 2	1
	情報システム	○ オブジェクト指向設計論 ○ オブジェクト指向設計演習	2 1		○ 情報科学基礎論 データベース論 Webプログラミング Webマイニング ○ Webマイニング演習 システム構築論 企業システム研究	2 1	2 2 2 2 2
	情報通信ネットワーク	○ 情報ネットワーク基礎論 情報ネットワーク応用論 ○ 情報デザイン学実験	2 2	2	○ 情報ネットワーク概論 ○ 応用情報システム（PBL）	2 1	
	マルチメディア表現 ・マルチメディア技術	○ インターネットコンテンツ設計論 ○ インターネットコンテンツ演習 画像認識と理解 音声認識と理解 コンピュータグラフィックス デジタル映像基礎論	2 1	2 2 2 2	○ パターン認識 ○ パターン認識演習	2 1	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	● 情報教育の理論と方法A ● 情報教育の理論と方法B	4 4		● 情報教育の理論と方法A ● 情報教育の理論と方法B	4 4	
		小計		27	23	小計	26

- (注) 1. ○印の科目は必修とする。
2. ●印の科目はAまたはBのいずれか1科目4単位以上修得すること。（選択必修）

教育の基礎的理解に関する科目等

(表-26)

免許法施行規則に定める科目区分等				左記に対応する開授業科目	
第一欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目名	単位数
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	10	○ 教育原論	4
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○ 教育史	4
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○ 現代教職論	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○ 学校経営論	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○ 教育法規	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○ 教育心理学	2
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	◎ 道徳教育の理論と方法	2
		総合的な学習の時間の指導法（中学） 総合的な探究の時間の指導法（高校）		○ 総合的な学習の時間の理論と方法	1
		特別活動の指導法		○ 特別活動の理論と方法	2
		教育の方法及び技術		○ 教育学	2
		・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		○ 教育方法論（情報通信技術の活用含む）	2
		・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○ 生徒指導論（教育相談及び進路指導を含む）	4
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3	○ 教育実習指導	1
		教職実践演習	2	○ 教育実習A ● 教育実習B	2 2
第六欄	大学が独自に設定する科目			○ 教職実践演習（中学校高等学校）	2
				社会教育 道徳教育の理論と方法	2 2

(注)

- 印は必修科目である。（中学校一種で28単位、高等学校一種で24単位の修得が少なくとも必要）
- ◎「道徳教育の理論と方法」の単位は、中学校免許状希望者のみ必修科目となり、高等学校免許状取得希望者の場合は、「大学が独自に設定する科目」の選択単位に算入される。
- 第四欄については、本学で修得する場合の最低修得単位数は中学校11単位、高等学校9単位である。
- 「教育実習B」の単位は、中学校免許状取得希望者は必修科目、高等学校免許状取得希望者の場合は選択となる。
- 高校（工業）の普通免許状を取得する場合は、上記の表に関らず、当分の間教育実習、教職実践演習を履修しなくても取得できる。
- 第二欄と合わせて、最低59単位を満たすこと。

2. 専修免許状取得のために（大学院）

本学で中学校専修、高等学校専修の免許状を取得するには

1) 大学院修士課程修了生が取得できる教員免許状の種類

中学校教諭専修免許状 技術・理科・数学

高等学校教諭専修免許状 工業・理科・数学・情報

(表-27)

研究科	専攻名	種類	中学校専修	高等学校専修
工学研究科	機械工学専攻		技 術	工 業
	化学応用学専攻		理 科	理 科
	電気・電子工学専攻		数 学	数学・工業
	情報学専攻		数 学	数学・情報
	建築学専攻		—	工 業

2) 基礎資格と大学における最低修得単位は次のとおりです。（法別表第一）

(表-28)

第一欄	第二欄	第三欄
所要資格 免許状の種類	基 礎 資 格	大学において修得することを 必要とする科目の最低単位数
		教科及び教職に関する科目
中学校専修	修士の学位を有すること。	83
高等学校専修	修士の学位を有すること。	83

1. 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数（24 単位）については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものに限りません。

2. 取得しようとする専修免許状に学校及び教科が対応する一種免許状をすでに取得している者は、「大学が独自に設定する科目」24 単位を大学院で修得すれば、すでに取得しているものと同じ教科の専修免許状を申請することができます。

3) 大学が独自に設定する科目

免許法で規定された技術・理科・数学・工業・情報の各免許教科の「大学が独自に設定する科目」のうち「教科及び教科の指導法に関する科目」に該当する本学大学院の設置科目は、P.36～P.43を参照してください。

また、「教育の基礎的理解に関する科目」に該当する本学大学院の設置科目は、（「教育学特論」2 単位）で、必修科目となります。

中学専修技術 大学が独自に設定する科目

(表-29) 機械工学専攻

施行規則に定める科目区分等		機械工学専攻		
科目区分		科目	必修 単位	選択 単位
大学が独自に設定する科目 24単位以上	教科及び教科の指導法に関する科目	流体工学特論		2
		ターボ機械特論		2
		伝熱工学特論		2
		内燃機関特論		2
		リサイクル工学特論		2
		燃焼工学特論		2
		熱力学特論		2
		精密加工工学特論		2
		加工力学特論		2
		材料加工工学特論		2
		高分子成形加工工学特論		2
		機械材料シミュレーション特論		2
		加工レオロジー特論		2
		機械工作特論		2
		機械振動学特論		2
		計算力学特論		2
		材料力学特論		2
		音響振動学特論		2
		衝撃工学特論		2
		数値材料力学特論		2
		医用生体計測特論		2
		ロボティクス特論		2
		システム制御工学特論		2
		運動・知能シミュレーション特論		2
		システムインテグレーション特論		2
		バイオメカニクス特論		2
		スポーツ流体力学特論		2
		マイクロシステム工学特論		2
		マン・マシン・インターフェース特論		2
		生体運動機能システム特論		2
		応用マイクロ流体デバイス特論		2
安心設計・逆問題特論		2		
航空熱流体工学特論		2		
知的材料特論		2		
振動騒音制御工学特論		2		
熱流体力学特論		2		
燃料電池工学特論		2		
モビリティシステム特論		2		
動作計測・センシング工学特論		2		
知的生産加工システム特論		2		
流体関連振動特論		2		
教育の基礎的理解に関する科目	○ 教育学特論	2		
		小 計	2	82

(注) 1. ○印は必修とする。

高校専修工業 大学が独自に設定する科目

(表-30) 機械工学専攻

施行規則に定める科目区分等		機械工学専攻		
科目区分		科目	必修 単位	選択 単位
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目 24 単 位 以 上	教科及び教科の指導法に 関する科目	流体工学特論		2
		ターボ機械特論		2
		伝熱工学特論		2
		内燃機関特論		2
		リサイクル工学特論		2
		燃焼工学特論		2
		熱力学特論		2
		精密加工工学特論		2
		加工力学特論		2
		材料加工工学特論		2
		高分子成形加工工学特論		2
		機械材料シミュレーション特論		2
		加工レオロジー特論		2
		機械工作特論		2
		機械振動学特論		2
		計算力学特論		2
		材料力学特論		2
		音響振動学特論		2
		衝撃工学特論		2
		数値材料力学特論		2
		医用生体計測特論		2
		ロボティクス特論		2
		システム制御工学特論		2
		運動・知能シミュレーション特論		2
		システムインテグレーション特論		2
		バイオメカニクス特論		2
		スポーツ流体力学特論		2
		マイクロシステム工学特論		2
		マン・マシン・インターフェース特論		2
		生体運動機能システム特論		2
		応用マイクロ流体デバイス特論		2
		安心設計・逆問題特論		2
		航空熱流体工学特論		2
知的材料特論		2		
振動騒音制御工学特論		2		
熱流体力学特論		2		
燃料電池工学特論		2		
モビリティシステム特論		2		
動作計測・センシング工学特論		2		
知的生産加工システム特論		2		
流体関連振動特論		2		
教育の基礎的理解に関する科目	○ 教育学特論	2		
		小 計	2	82

注) 1. ○印は必修とする。

中学・高校専修理科 大学が独自に設定する科目

(表-31) 化学応用学専攻

施行規則に定める科目区分等		化学応用学専攻		
科目区分		科目	必修 単位	選択 単位
大学が独自に設定する科目 24単位以上	教科及び教科の指導法に関する科目	細胞工学特論		2
		生命工学特論		2
		分子生体機能学特論		2
		酵素工学特論		2
		高分子物理化学特論		2
		有機合成化学特論		2
		アモルファス材料科学特論		2
		ナノ・マイクロ構造制御特論		2
		ナノ化学特論		2
		触媒化学特論		2
		環境分析化学特論		2
		無機固体物性特論		2
		電気環境化学特論		2
		有機高分子特論		2
		光合成微生物工学特論		2
		有機材料化学特論		2
		錯体化学特論		2
化学応用学特論A		2		
化学応用学特論B		2		
教育の基礎的理解に関する科目	○ 教育学特論	2		
		小 計	2	38

(注) 1. ○印は必修とする。

中学・高校専修数学 大学が独自に設定する科目

(表-32) 電気・電子工学専攻

施行規則に定める科目区分等		電気・電子工学専攻		
科目区分		科目	必修 単位	選択 単位
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目 24 単 位 以 上	教科及び教科の指導法 に関する科目	電力システム特論		2
		高電圧工学特論		2
		現代制御システム特論		2
		電子光学特論		2
		マイクロビーム工学特論		2
		応用計測特論		2
		計測制御工学特論		2
		ユビキタス特論		2
		メディア情報処理特論		2
		データサイエンス特論		2
		情報表示工学特論		2
		薄膜作成技術特論		2
		固体電子工学特論		2
		応用関数解析学特論		2
		応用解析学特論		2
		応用微分方程式特論		2
常微分方程式特論		2		
教育の基礎的理解に関 する科目	○ 教育学特論	2		
		小 計	2	34

(注) 1. ○印は必修とする。

高校専修工業 大学が独自に設定する科目

(表-33) 電気・電子工学専攻

施行規則に定める科目区分等		電気・電子工学専攻		
科目区分		科目	必修 単位	選択 単位
大学が独自に設定する科目 24 単位以上	教科及び教科の指導法に関する科目	電気機器特論		2
		電力・新エネルギー特論		2
		交通エレクトロニクス特論		2
		交通シミュレーション特論		2
		生体生命情報学特論		2
		デジタル信号処理特論		2
		オペレーティングシステム特論		2
		光応用システム特論		2
		画像メディア認識特論		2
		先進ネットワークアーキテクチャ特論		2
		アクセスネットワーク工学特論		2
		コンピュータ・ネットワーク工学特論		2
		ナノエレクトロニクス工学特論		2
		情報通信プラットフォーム特論		2
		応用分光学特論		2
		電子材料・デバイス工学特論		2
	教育の基礎的理解に関する科目	○ 教育学特論	2	
		小 計	2	32

(注) 1. ○印は必修とする。

中学・高校専修数学 大学が独自に設定する科目

(表-34) 情報学専攻

施行規則に定める科目区分等		情報学専攻		
科目区分		科目	必修 単位	選択 単位
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目 2 4 単 位 以 上	教科及び教科の指導法 に関する科目	音響信号表現特論		2
		音響デジタル信号処理特論		2
		ネットワーク情報システム特論		2
		画像再構成特論		2
		画像特性計測処理特論		2
		映像情報特論		2
		数理解析特論		2
		セキュリティ科学特論		2
		数値シミュレーション特論		2
		人工知能特論		2
		数論アルゴリズム特論		2
		信号解析特論		2
		情報可視化特論		2
		サイバーセキュリティ特論		2
		応用統計学特論		2
		データ分析応用特論		2
		応用解析学特論		2
		常微分方程式特論		2
		応用微分方程式特論		2
	偏微分方程式特論		2	
教育の基礎的理解に関 する科目	○ 教育学特論	2		
		小 計	2	40

(注) 1. ○印は必修とする。

高校専修情報 大学が独自に設定する科目

(表-35) 情報学専攻

施行規則に定める科目区分等		情報学専攻		
科目区分		科目	必修 単位	選択 単位
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目 24 単 位 以 上	教科及び教科の指導法 に関する科目	計算機構成特論		2
		数値アルゴリズム特論		2
		ソフトウェア開発工学特論		2
		分散アルゴリズム特論		2
		マルチセンサデータ処理特論		2
		パターン認識特論		2
		色彩情報処理特論		2
		生体計測工学特論		2
		ヒューマンインタフェース特論		2
		データベース特論		2
		計算言語学特論		2
		情報コンテンツ設計特論		2
		知能情報処理特論		2
		視覚システム特論		2
		感覚知覚特論		2
		言語処理系特論		2
		オブジェクト指向プログラミング特論		2
		自律分散システム特論		2
		画像処理技術特論		2
		金融情報学特論		2
イノベーション科学特論		2		
DX実践特論		2		
教育の基礎的理解に関 する科目	○ 教育学特論	2		
小 計			2	44

(注) 1. ○印は必修とする。

高校専修工業 大学が独自に設定する科目

(表-36) 建築学専攻

施行規則に定める科目区分等		建築学専攻		
科目区分		科目	必修 単位	選択 単位
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目 2 4 単 位 以 上	教科及び教科の指導法に 関する科目	建築設計1		2
		建築設計3		2
		建築設計4		2
		建築設計5		2
		まちづくりデザイン		2
		建築実務特論		2
		都市計画特論		2
		都市デザイン特論		2
		都市防災特論		2
		環境生態学特論		2
		ランドスケープデザイン特論		2
		都市再生特論		2
		建築システム計画特論		2
		建築プロダクトデザイン特論		2
		医療・福祉施設計画特論		2
		建築環境計画特論		2
		人間環境計画特論		2
		近代建築史特論		2
		日本都市史・建築史特論		2
		西洋建築史特論		2
		建築歴史意匠特論		2
		建築保存修復実務特論		2
		木質系構造特論		2
		建築振動学特論		2
		鉄筋コンクリート構造特論		2
		構造解析特論		2
		鋼構造特論		2
		生産システム特論		2
		コンクリート材料特論		2
		建築施工特論		2
		建築環境シミュレーション特論		2
		建築室内気候特論		2
		室内空気環境特論		2
都市環境工学特論		2		
建築設備特論		2		
都市環境共生特論		2		
建築音響特論		2		
教育の基礎的理解に関する科目	○ 教育学特論	2		
		小 計	2	74

(注) 1. ○印は必修とする。

IV. 教育実習

教育実習は実際に中学校あるいは高等学校に行って、授業を行いますので、教職に就こうという強い意志のある人でないと、生徒や実習校、そして大学にも、迷惑をかけることとなります。また、学校にとっては、教育実習の受け入れは義務ではなく、あくまでも後進を育てるという好意によって行われています。ですから、実習をする人は、事前の準備と実習に対する十分な心構えをしたうえでしっかり取り組むことが大切です。

免許法での教育実習は、事前指導 1 単位（「教育実習指導」1 単位）に加えて、中学校 4 単位（「教育実習 A」2 単位、「教育実習 B」2 単位）、高等学校 2 単位（「教育実習 A」2 単位）の実施になります。

「教育実習 A・B」の実施方法については、掲示等で指示するので、十分注意して下さい。

実習の方法とその準備は、事前の掲示に注意し、必要な手続きをして下さい。なお、科目等履修生、旧法適用者の教育実習については、入学後のオリエンテーションで指示します。

(1) 教育実習の要件

- ① 卒論・卒研着手者（4 年生の卒業見込み者）
- ② 教育実習説明会およびオリエンテーション（実習前年度・当年度）に出席していること
- ③ 実習年までに「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得科目のうち、教育実習、教職実践演習を除いた全科目を修得していることが望ましいが、少なくとも次の科目を修得していること。

- ┌ 「現代教職論」
- ├ 「教育実習指導」
- └ 「〇〇（実習を行う教科名）教育の理論と方法 A/B」

※「～A」、「～B」のどちらか一方を最低限修得していること。

(2) 教育実習指導

授業科目「教育実習指導」では、実習の意義、領域、指導案作成方法等について、指導を行っています。「教育実習指導」を修得しない者は、次年度に教育実習を行うことができません。

(3) 実習校の選択

教育実習をするにはまず、実習校を決めなければなりません。実習校は中学校または高等学校となりますが、いずれの場合も、実習前年度の 4 月より次のことを決める必要があります。

- ① 実習校
- ② 実習教科
- ③ 実習期間（2 週間 または 3 週間）

※高等学校は、全日制だけでなく定時制でも実習することができます。

※東京都公立中学校での実習を希望する場合のみ、出身校での実習ができません。実習を希望する市区町村は選ぶことができますが、東京都がその域内で実習校の割り当てを行います。

(4) 教育実習説明会（実習前年度の 4 月）

次年度の実習希望者を対象に 4 月はじめに、教育実習説明会を行います。ここでは実習に対する心構え、期間、内諾の取り方等の説明があります。これに出席しない者は次年度の教育実習には参加できません。内諾とは、次年度に教育実習に参加させていただく約束を実習校から取り付けることです。なお、東京都公立中学校のみ、内諾をとる必要がありません。

(5) 実習校の決定（実習前年度）

私立校及び道府県公立学校での教育実習の場合は、内諾を得た後、大学より教育実習生受入依頼状を送り、それに対して引受の承諾書が届くことで正式の決定となります。

いずれの場合も、自己の都合による取り消しは、厳に慎んでください。

(6) 教育実習オリエンテーション（実習当年度の4月）

実習を行う年の4月はじめに、教育実習オリエンテーションを行いますので必ず出席してください。教育実習録（実習中の記録ノート）を配布します。また、教育実習費（⇒p.12）も4月はじめに納めてください。

(7) 実習前後の注意

- ① 実習に伴い想定される事故等に対応した保険への加入が必要です。
※学部生・大学院生は、保険（学研災・学研賠）に入学時に加入しています。
- ② 実習前には大学の教職課程教員との面談が行われます。
- ③ 各実習校では教育実習の約1週間前頃までに打ち合わせ会が行われます。必ず出席して実習校の方針、準備、心構え等について、十分事前の打ち合わせをしてください。その際、教務課から送付してある書類（調査書、誓約書、成績報告表、出勤簿）が到着しているかどうか確認をしてください。
- ④ 多くの場合、実習期間中の第2週目（3週間実習時は第3週目）の後半に研究授業が行われます。
- ⑤ 東京都立学校、工学院大学附属中学校・高等学校での研究授業は、教育実習指導教員（卒論・卒研の指導教員又は教職課程教員）が訪問指導を行うことを原則としています。必ず教職課程教員へ事前連絡をしてください。
- ⑥ 教育実習録は、すべて記入後実習校の担当教員に提出してください。成績報告表、出勤簿と共に実習校から本学へ返送されます。
- ⑦ 実習を担当していただいた先生に、早めの適切な時期に礼状を出すことや、大学から指導教員として実習校に足を運んでくださった先生に早めに報告することは、大切なことです。
- ⑧ 教育実習の評価は、実習校からの評価及び教育実習録等に基づき、総合的に行います。特に教育実習録の記入が十分でなければ、実習をどのように行ったのかがわかりません。教育実習録は教壇実習や学級指導、生徒指導とともに、見学、観察、生徒理解及び感想等をできるだけ詳しく書いてください。指導案などの資料も添付すること。生徒のプライバシー保護などで記載について実習校から指示があったときはそのことを記載すること。なお、実習校に提出した後の加筆修正はできません。

(8) 教育実習事後指導

全員の実習が終了した6月と12月頃の2回、実習で学んだ成果・経験について事後指導を行います。教育実習事後指導を受講しない者は、「教育実習 A、B」の単位が与えられませんので、注意してください。

(9) 科目等履修生の教育実習

本学卒業生（修了生）の科目等履修生に限り教育実習を履修することができますが、その手続きは学部生の場合に準じます。卒業後すぐに科目等履修生となる予定で、教育実習の履修条件を満たしている人は、学部生と同じように手続きをしてください。この場合は、卒業した年に教育実習を行うことが可能です。それ以外の場合は、一般に1年目に必要科目の履修と教育実習の準備（手続きと事前指導）、2年目に教育実習と残りの科目の履修が必要です。

また、保険（学研災・学研賠）への加入手続きをしてください。

(10) 大学院生の教育実習

大学院生で教員免許取得のために教育実習が必要な場合も、学部生・科目等履修生に準じて扱います。そのため、実習希望の前年度より手続きが必要となります。

V. 介 護 等 体 験

介護等体験は、「個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めること」・「人の心の痛みが分かる人づくり、各人の価値観の相違を認められる心を持った人づくりの実現」を本旨として、平成10年度に施行されました。教員を目指す者として積極的に意味付けをし、目的意識を持って取り組みましょう。

中学校免許状取得のために必要な介護等体験は、実際に養護学校・聾学校・盲学校等の特別支援学校や社会福祉施設において行いますので、事前準備と十分な心構えをした上で取り組まなければなりません。

(1) 介護等体験の要件

- ① 学部3年生以上の中学校免許取得希望者（原則、3年次科目履修条件を満たしている者）
- ② 介護等体験説明会およびオリエンテーション（体験前年度・当年度）に出席し、真摯かつ熱意を持って体験を全うできる者
（所属学科によっては介護等体験を実施する学年を制限することがあります。例年2月頃に行う介護等体験説明会時の注意事項をよく確認してください。）

(2) 体験期間等

原則として、特別支援学校2日間＋社会福祉施設5日間の計7日間の体験が必要です。東京都内で行われます。

(3) 介護等体験説明会（体験前年度の1月～2月）

次年度の体験希望者を対象に、1月～2月に、介護等体験説明会を行います。登録票を配付しますので、期日までに提出してください。説明会に出席しない者は次年度の介護等体験には参加できません。

また、介護等体験料（⇒p.12）を4月はじめに納めてください。

<介護等体験の登録にあたって>

- ① 登録した時点で第三者（受け入れ先）が発生するため、登録後の変更や辞退はできません。
- ② 体験先施設・学校によって必要書類・提出期限が異なるため、体験先決定後の配布資料を熟読し、計画的に準備を行うこと。
- ③ 大学および体験先の諸注意を守り、真摯かつ熱意をもって取り組むこと。
- ④ キューポートのお知らせを定期的（2・3日に1回以上）に確認し、大学から連絡があった場合には、必ずすぐに折り返し連絡をすること。

(4) 介護等体験オリエンテーション

特別支援学校及び社会福祉施設での体験について、それぞれ事前オリエンテーションを実施します。体験の意義・体験に臨むにあたっての指導を行いますので、必ず出席してください。日程はキューポートで周知します。

(5) 体験先の決定（体験当年度）

特別支援学校及び社会福祉施設の体験先・日程等の決定は6月中旬以降となります。

(6) 提出書類

体験前

- ① 体験希望学生個人票 《全員共通》
- ② 健康診断書・細菌検査結果書 《体験先施設によって異なる》

社会福祉施設については、上記書類を指定された期日までに教務課へ提出してください。

体験後

- ① 自己評価票 《全員共通》

社会福祉施設については、体験後2週間以内に教務課へ提出してください。

- ② 証明書 《全員共通》 証明書は再発行されません。 取り扱いに十分注意してください。
特別支援学校・社会福祉施設双方での体験を証明するものです。体験終了後2週間以内に教務課へ提出してください。なお、外国籍の方で日頃、通称を使用されている方は、免許申請が住民票の本名での申請となるため、証明書も本名で発行を受ける必要があります。

- ③ 介護等体験記録（体験中の記録ノート）《全員共通》

特別支援学校・社会福祉施設の体験記録を記入し、両施設の体験終了後2週間以内に教務課へ提出してください。

(7) 諸注意

- ① 体験に伴い想定される事故等に対応した保険への加入が必要です。
※学部生・大学院生は、保険（学研災・学研賠）に入学時に加入しています。
- ② 介護等体験は、東京都教育委員会や東京都福祉協議会などの取りまとめ団体に予め登録を行った大学に在籍する学生が体験できます。体験先への手続きは、全て大学を通じて行われます。また、体験日時・体験先は、試験等の体験不可能日を予め除外し、学生の居住地等を勘案し決定されます。

決定した施設・学校で日程どおりに体験を行ってください。やむを得ない事情（病気・事故等）で体験日の変更を希望する場合は、事前に教務課へ連絡してください。

※学生が個人的に日程等の変更依頼を体験先施設に行うことは禁止されています。

体験当日のやむを得ない事情での欠席・遅刻は、体験先施設と教務課の双方に連絡してください。

- ③ 体験の際は、施設利用者や生徒の安全を守る意味からも、施設・学校の受入担当者・職員の指示に従ってください。なお、体験により知り得た施設利用者や生徒のプライバシーに関する情報については、守秘義務があります。

Ⅵ. 免許状の授与申請

免許状は所定の単位を修得しても自動的に授与されることはありません。授与申請手続きを行って初めて授与されることになっています。

申請方法は、一括申請と個人申請の二通りがあります。

(1) 一括申請

一括申請は卒業と同時に教員免許状を必要とする場合の申請方法で、大学を通して東京都教育委員会に申請します。

① 一括申請対象者

本学の一括申請の申請先は、東京都教育委員会です。対象を、次のように定めています。

- ア. 一括申請実施大学を翌年3月に卒業または修了する見込みの者で、新規に教員免許状を取得する者。
- イ. 同実施大学に科目等履修生として翌年3月まで在籍する見込みの者で、新規に教員免許状を取得する者。ただし、他府県の大学等において修得した単位を申請に使用する者は除く（基礎資格、一般教養については可）。また、大学一括申請のシステム上、東京都教育委員会が対象外と判断した者も除く。

② 一括申請の手続き

一括申請の申込書類を9月上旬頃に配布します。詳細については、キューポートに掲示されます。申請には、一括申請手数料（⇒p.12）の納入、申込書類および住民票の提出が必要です。以上の手続きが完了し、卒業（修了）できることが決まり、免許取得に必要な単位を修得すれば、学位授与式当日に免許状が授与されます。

(2) 個人申請

一括申請で扱えない場合は全て個人申請となります。個人申請は、卒業後、必要なときに、個人ごとに、本人の現住所の教育委員会に申請して、交付を受ける方法です。現職教員は勤務校のある都道府県教育委員会となります。個人申請する際は、まず、教育委員会に申請手続きについて問い合わせたうえで、必要な手続きを取ります。各委員会によって、取り扱わない期間があったり（東京都は、例年2月上旬から4月中旬まで取り扱いません。但し、4月から教職につくことが決定している者については、各教育委員会とも申請停止期間であっても受付けます。）、申請書類の書式や内容が異なります。また、手数料や免許状を申請してから、交付されるまでの期間も各教育委員会によって異なります。大学で単位修得に関する証明や卒業証明等をしますが、教育委員会によって様式や必要な証明書が異なりますので、申し込みの際は、教育委員会の指示をよく確認して申し込んで下さい。

なお、教員免許状申請に係る諸証明書の発行には通常2週間程度（旧法からの単位読み替え等、特殊なものは1ヶ月程度）日数を要します。また年度末は申込手続や事前受付の締切が異なります。申込の際にはキューポートの情報にも十分に注意して下さい。

(3) 教員免許状授与証明書

免許状取得者で、教員免許状授与証明書を必要とする場合は、免許状の授与権者の教育委員会に申し込み、交付を受けます。4月に教職に就くことが決定していて、一括申請をする場合は、期日までに大学を通して教育委員会に申し込むことで、学位授与式当日に交付を受けられます。

(4) 免許状の再発行

免許状の再発行は、授与権者の教育委員会に申し込み、交付を受けます。免許状の「記号番号」「授与年月日」等は、必ず控えておいて下さい。

なお東京都は、免許状の紛失による再発行はしていませんので、保管に留意して下さい。また、再発行するのは、本籍地等の誤記載、破損又は汚損、り災や盗難による紛失に限られています。

Ⅶ．教員採用試験

1. 教員採用試験オリエンテーション

教員採用試験オリエンテーションは、3年生・院1年生を対象に実施しています。

(1) 説明会

- ①教員採用試験に臨むにあたって
- ②教員採用試験の種類と準備について
- ③受験のための事務手続きについて

(2) 懇談会

教員採用試験合格者の体験談と教員志願者の懇談会

「数学」・「理科」・「技術」・「工業」・「情報」

2. 公立学校の採用試験

公立学校の採用試験の日程及び実施概要は、おおむね4月中に公表されます。採用試験の受験手続きは、各都道府県（市）所定の志願書を取り寄せて必要事項を書いて申し込みます。

例年、一次試験の筆記試験は、7月から8月にかけて実施されています。東京、神奈川（横浜市・川崎市・相模原市）、千葉（千葉市）、埼玉（さいたま市）、栃木、群馬の関東地方の6都県5市は同一日に実施しています。

集団面接や模擬授業を実施する自治体が増えていきますので、自分が受験しようとする自治体の試験内容をよく調べ、それに対応した準備をする必要があります。

一次、二次試験を実施している都道府県は、二次試験まで合格すると、登録名簿に掲載されます。試験の結果がわかったらその都度、教職課程に報告し、その後の指示を受けて下さい。ここで注意したいのは、試験に合格して「名簿に載ったこと」が「教員に採用されたこと」にはならないことです。都道府県によっては、合格者が全員採用される場合もありますが、そうでないところもあるので注意して下さい。二次試験に合格したら、すぐ実習校の校長や恩師、知人などに報告し、お願いしておくことが大切です。

このように、採用試験に合格したのは、あくまでも教員になる条件ができたということで、実際の採用までには距離があります。採用が決まるのは、1月からおおむね3月に入ってからです。遅いときは4月に入ることもあります。それまでは教職課程と連絡をとりながら対処して下さい。

3. 私立学校の採用試験

私立学校の教員採用には次のような方法がとられています。

- (1) 私立の場合は、都道府県単位の採用試験は実施していませんが、東京、愛知、静岡、群馬、兵庫、広島、長崎などで私立学校教員適性検査が実施されています。これは他県からも利用されていますので、これらの都県以外の私立を希望する人もなるべく受験をするようにしてください。その要項等が郵送されてきましたら、キューポート等で周知いたします。

適性検査によって受験者を名簿に登載し、各学校法人がそのリストの中から、これはという人物を

選び出し、面接採用されます。

- (2) (1) の他、直接各校で採用試験や面接を行い採用することがあります。私立学校から本学に求人があった場合には、コースパワーに掲載しますので、内容を確認のうえ、応募してください。
- (3) 本学の先輩教員から教職課程を通して求人依頼がくることもあります。その場合は、コースパワーに掲載するとともに、条件に合う人に直接連絡しています。
- (4) その他、個人的に採用されることがあります。各自が、知人を通して希望校に対して、来年度の採用予定を直接問い合わせてください。
- (5) 非常勤講師等を含め、3月まで募集があることが多いので、コースパワーによく注意してください。

4. 特別支援学校等への就職

養護学校・盲学校・聾学校などの特別支援学校へ就職するには、普通教科担当教員は特別支援学校等の免許は必要ではありません。現在のところ、特別支援学校教諭等の免許がなくても就職できます。公立の場合は、採用試験に合格することが必要です。

5. 小学校への就職

公立学校教員採用試験で中学校に合格した場合、希望によっては、小学校へ配属されることがあります。

6. 高等学校の定時制への就職

定時制へも希望し就職することができます。

7. 非常勤講師等について

公立、私立の中学校・高等学校から、それぞれの教科の教員免許状取得者を対象に、教職課程や教務課に非常勤講師の求人依頼がくることがあります。期間は2、3ヶ月から1年とさまざまです。非常勤講師の採用試験はありません。非常勤講師をしていたら専任になれるということにはなりません。採用試験を受験した際に、教員をしていたという実績が有利になることはあるようです。また、常勤講師や産休補助教員等の臨時的任用の勤務形態もあります。

8. 本学卒業生の免許取得状況等について

本学の大学、大学院の卒業生及び教職特別課程の終了生で中学校、高等学校等の免許申請件数、教員就職者数、学芸員資格取得者数は次の一覧のとおりです。

教職課程・学芸員課程データ

2024年3月26日現在

■教員免許申請件数（延べ数）

年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
人数	120	95	99	101	92	101	130	98	93	108

■教員就職者数（卒業年度・延べ人数）

年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
学部	6	1	4	3	4	11	13	9	4	14
大学院	0	0	3	0	1	1	3	2	0	0
教職特別課程	13	11	4	-	-	-	-	-	-	-
合計	19	12	11	3	5	12	16	11	4	14

■学芸員資格取得者数

年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
人数	18	8	17	7	10	11	14	16	8	7

教職課程・学芸員課程 教員

科長 教授 内山 宗昭 E-mail : ft87115@ns.kogakuin.ac.jp
(新宿校舎・A-2733 室) (八王子校舎・1E-309 室)

幹事 教授 安部 芳絵 E-mail : abeyoshie@cc.kogakuin.ac.jp
(新宿校舎・A-2733 室) (八王子校舎・1S-326 室)

教授 尾高 進 E-mail : odaka@cc.kogakuin.ac.jp
(新宿校舎・A-2733 室) (八王子校舎・1S-328 室)

教職課程・学芸員課程 事務

新宿校舎 教務課 (高層棟 12 階学生センター 2 番窓口)

八王子校舎 教務課 (1 号館 1 階学生センター 2 番窓口)

E-mail : shikaku@sc.kogakuin.ac.jp

電話 : 03-3340-0884

教 職 課 程 の 手 引
学 芸 員 課 程 の 手 引

発行年月日 2024年4月1日
発 行 所 工学院大学 教 職 課 程 ・ 学 芸 員 課 程
〒163-8677 東京都新宿区西新宿 1-24-2